

療育手帳を申請される方へ

申請に必要な持ち物

下記のものが必要になります。

1. 顔写真 1枚（よこ3cm×たて4cm）
※脱帽、サングラス等は外して胸から上を写したもの
2. マイナンバーカード（または通知カード）
3. 身体障害者手帳（お持ちの方）

新規申請される方は、4～5も必要となります。

4. 母子手帳
5. 学校の成績表や直近に受けた知能検査結果（WISC など）
※別途、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。

療育手帳交付までの流れ

申請

- ・ 社会福祉課（健康福祉会館）または各総合事務所で申請と、判定日の予約をおこなってください。
- ・ 療育手帳判定時の知能検査の結果が必要な方は、お申し付けください。

判定

- ・ 申請手続後、知的障害者更生相談所もしくは、中津川市で行われる巡回相談にて検査を受けていただきます。
知的障害者更生相談所
〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18
岐阜県障がい者総合相談支援センター内 電話番号:058-273-1111

交付

- ・ 手帳交付の準備ができ次第、案内文書を送付します。案内が届きましたら社会福祉課または、各総合事務所までお越しください。
- ・ 判定日から交付まで概ね1ヵ月ほどお時間をいただきます。

問い合わせ先
中津川市役所社会福祉課
Tel 66-1111（内線640）